

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2007-513233(P2007-513233A)

【公表日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2006-541999(P2006-541999)

【国際特許分類】

C 0 9 C	3/08	(2006.01)
C 0 9 C	3/10	(2006.01)
C 0 9 D	17/00	(2006.01)
C 0 9 D	11/00	(2006.01)
B 4 1 M	5/00	(2006.01)
B 4 1 J	2/01	(2006.01)

【F I】

C 0 9 C	3/08	
C 0 9 C	3/10	
C 0 9 D	17/00	
C 0 9 D	11/00	
B 4 1 M	5/00	E
B 4 1 J	3/04	1 0 1 Y

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年11月20日(2007.11.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

改質粒状固体の製造法であって、粒状固体及び液状媒体の存在下で分散剤と化合物とを反応させることを含み、

a) 前記分散剤は、ケト、アルデヒド及びベータ-ジケトエステル基から選ばれる少なくとも1個の反応性基を有し、

b) 前記化合物は、前記ケト、アルデヒド及び/又はベータ-ジケトエステル基に対して反応性を有する少なくとも2個の基を有することを特徴とする製造法。

【請求項2】

(i) 前記製造法によって製造された改質粒状固体が封入粒状固体であり；

(ii) 前記分散剤が、ケト、アルデヒド及びベータ-ジケトエステル基から選ばれる少なくとも1個の架橋可能基を有する分散剤であり；

(iii) 前記化合物が、前記架橋可能基に対して反応性を有する少なくとも2個の架橋基を有する架橋剤であり；そして

(iv) 反応が、分散剤を架橋剤で架橋させ、それによって粒状固体を架橋分散剤内に封入することを含む、

請求項1に記載の製造法。

【請求項3】

前記化合物が液状媒体に可溶性の架橋剤である、請求項1又は2に記載の製造法。

【請求項 4】

前記化合物が、前記架橋可能基に対して反応性を有する少なくとも2個の架橋基を有する架橋剤であり、前記架橋基が求核剤である、請求項1～3のいずれか1項に記載の製造法。

【請求項 5】

前記架橋基が、アミン、イミン、ヒドラジド及びチオール基からそれぞれ独立して選ばれる、請求項4に記載の製造法。

【請求項 6】

前記分散剤がポリビニル分散剤である、請求項1～5のいずれか1項に記載の製造法。

【請求項 7】

前記ポリビニル分散剤が、アクリレイン、メチルビニルケトン、アセトアセトキシエチルアクリレート、アセトアセトキシプロピルメタクリレート、アリルアセトアセテート、アセトアセトキシブチルメタクリレート、2，3-ジ(アセトアセトキシ)プロピルメタクリレート、アセトアセトキシエチルメタクリレート及びジアセトンアクリルアミドから選ばれる少なくとも1個のモノマー残基を含む、請求項6に記載の製造法。

【請求項 8】

前記ポリビニル分散剤がジアセトンアクリルアミド由来の少なくとも1個のモノマー残基を含む、請求項6又は7に記載の製造法。

【請求項 9】

前記分散剤が少なくとも1個のベータ-ジケトエステル架橋可能基を有する、請求項1～8のいずれか1項に記載の製造法。

【請求項 10】

前記液状媒体が、ベータ-ジケトエステル基に変換可能な少なくとも1個のエナミン/ケチミン基を有する分散剤をさらに含む、請求項9に記載の製造法。

【請求項 11】

少なくとも1個のエナミン/ケチミン基を有する分散剤が、少なくとも1個のベータ-ジケトエステル基を有する分散剤と一官能価アミンとの反応によって得られる又は得られる、請求項10に記載の製造法。

【請求項 12】

前記一官能価アミンがアンモニアである、請求項11に記載の製造法。

【請求項 13】

反応が60未満の温度で実施される架橋である、請求項1～12のいずれか1項に記載の製造法。

【請求項 14】

得られた改質粒状固体を液状媒体から単離する更なるステップを含む、請求項1～13のいずれか1項に記載の製造法。

【請求項 15】

請求項1～14のいずれか1項に記載の製造法によって得られる又は得られる改質粒状固体。

【請求項 16】

液体ビヒクルと請求項15に記載の改質粒状固体とを含む組成物。

【請求項 17】

25で20mPa.s未満の粘度を有する、請求項16に記載の組成物。

【請求項 18】

前記液体ビヒクルが、水と有機溶媒を99：1～5：95の重量比で含む、請求項16又は17に記載の組成物。

【請求項 19】

請求項16、17又は18に記載の組成物を基材に適用することを含む、基材上への画像の印刷法。

【請求項 20】

印刷がインクジェットプリンタによって実施される、請求項19に記載の印刷法。

【請求項21】

請求項16、17又は18に記載の組成物を用いて請求項19又は20に記載の印刷法によって印刷される紙、プラスチックフィルム又は織物材料。

【請求項22】

チャンバと組成物とを含むインクジェットプリンタ用カートリッジであって、前記組成物はチャンバ内に存在し、前記組成物は請求項16、17又は18に記載の通りであるインクジェットプリンタ用カートリッジ。

【請求項23】

前記粒状固体が着色剤又はフィラーであり、前記組成物がバインダをさらに含む、請求項16に記載の組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0077

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0077】

好ましくは、該製造法によって、化合物添加前の粒状固体のZ平均粒径と比べ最大で50%大きい、さらに好ましくは最大で25%大きい、さらに特に好ましくは最大で15%大きいZ平均粒径を有する改質粒状固体が得られる。